

## 建築設備士CPDプログラム認定申請について

建築設備士関係団体CPD協議会では、建築CPD運営会議（事務局：（公財）建築技術教育普及センター）において、プロバイダー（講習会等のCPDプログラム提供者）の主催する個々のプログラムについての「CPDプログラム認定」も実施しております。

本連合会の正会員、本連合会賛助会員各社で実施されている見学会・講習会・勉強会等は認定の対象となりますので、認定を受けることによってCPD参加者の単位取得を支援されるようお願いいたします。

以下に、正会員、賛助会員各社が本連合会経由でプログラム認定を受ける場合の申請方法についてご案内いたします。

### ■プログラム認定とは

プログラム認定とは、参加型形態のプログラムについて、プログラム審査会(以下、審査会という)がプログラム実施者（以下、プロバイダーという）からのCPDプログラム申請を受け、CPDプログラム認定基準に基づき審査認定を行なうものです。

### ■審査対象となるCPDプログラム

プログラム認定の対象となるCPDプログラムは、以下の通りです。

(1) 参加型のプログラムであること

- ①講習会、後援会、シンポジウム、セミナー、学会大会、メーカー主催の勉強会
- ②見学会
- ③企業内研修
- ④その他（審査会が参加型と認めたもの）

(2) CPDプログラムの内容が以下の学習分野を含んでいること

- ①一般共通（倫理、法律、基準、規格、マネジメント等）
- ②建築設備士関連専門技術（空調、衛生、電気、全般等）

### ■CPDプログラム認定基準

プロバイダーより申請のあったCPDプログラムがCPDプログラム認定基準を満たすかどうかについて、提出された申請書類をもとに審査会が審査を行います。

#### 【CPDプログラムの認定基準】

##### 建築設備士のCPDにふさわしいレベルであること

ただし、以下の内容を含むプログラムについては認定の対象外とします。

- ① 社会正義に反する内容を含むプログラム
- ② 懇親やレクリエーションを目的とするプログラム
- ③ 建築設備士資格を取得する以前の方を対象とするプログラム

### ■申請方法

#### 1. 申請受付時期

審査に必要な期間は通常15営業日です。

15営業日以内に実施するプログラムを申請しようとする場合には、審査可能であるか事前に本会へお問い合わせください。

## 2. 申請に必要な書類

- (1) ホームページ上の「様式5 CPDプログラム認定申請書（本連合会経由申請用）」に必要事項をご記入の上、本連合会宛FAX（03-5276-1390）またはEメール（info@jafmec.or.jp）にて送付ください。本連合会経由で審査会へ提出致します。
- (2) 認定手数料を払い済みいただいた際の実領書コピーを申請書の所定の欄に貼付してください。

## 3. プログラム認定手数料

1件につき3,000円（税込）。

なお、年間10件以上申請される場合は別途ご相談させていただきます。

### ■CPDプログラム参加者名簿の提出

認定プログラム終了後、2週間以内にホームページ上の「様式6 建築 CPD 情報提供制度認定プログラム出席者名簿」を本連合会宛にメールにて提出いただきます。